

意見聴取要請の概要

食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、成分規格を設定すること。

（平成 17 年 3 月 7 日付け）

・ 2-エチル-3-メチルピラジン

（ナッツ様の加熱香気を有する成分であり、エビ等の食品に天然に含まれており、または加熱により生成する。欧米では、焼き菓子、アイスクリーム、肉製品、ソフトキャンディー、ゼリー、プリン、清涼飲料、アルコール飲料など様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。）

・ ブタノール

（フルーツ様の香気を有する成分であり、果実等の食品に天然に含まれている。欧米では、清涼飲料、キャンディーなど様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。）

・ 5-メチルキノキサリン

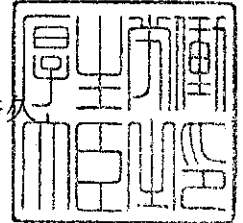
（ロースト様の加熱香気を有する成分であり、コーヒーの香り成分として存在するなど、主に加熱により生成する。欧米では、アイスクリーム、肉製品、清涼飲料、ソフトキャンディーなど様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。）



厚生労働省発食安第 0307001 号
平成 17 年 3 月 7 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



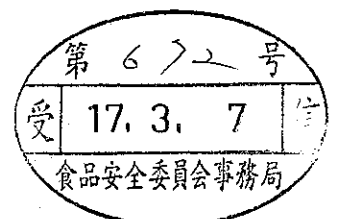
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

2-エチル-3-メチルピラジン

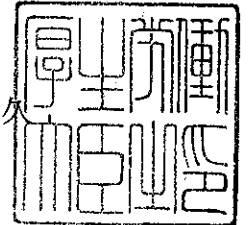




厚生労働省発食安第 0307002 号
平成 17 年 3 月 7 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



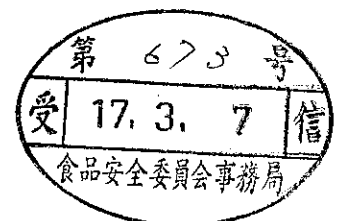
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること

ブタノール

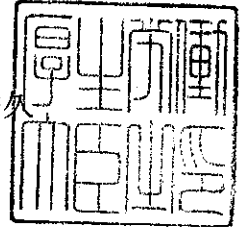




厚生労働省発食安第 0307003 号
平成 17 年 3 月 7 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること

5-メチルキノキサリン

